

インフルエンザ登校届

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条により「校長は感染のおそれなくな
るまで、出席停止させることができる」と定められています。これに基づき、発熱から5日を経過し、かつ、
解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するた
め、登校する際に本紙を保護者が記入し学校に提出してください(医療機関が発行する「罹患・治癒証明書」等の提
出は不要です)。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ罹患中の主な症状 (該当する症状全てを○で囲んでください)

- ・発熱 (°C)
- ・悪寒 ・頭痛 ・筋肉痛 ・関節痛 ・倦怠感 ・咳
- ・鼻水 ・咽頭痛 ・食欲不振 ・吐き気 ・嘔吐 ・下痢 ・腹痛
- ・その他 ()

診断日	月 日 曜日
医療機関名	
診断名	インフルエンザ (A ・ B ・ 不明)
出席停止期間	月 日 ~ 月 日

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。(平熱: 度 分)

発熱日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C

※発熱したその日が「発熱日0日目」となります。月/日欄に日付を記入してください。

※出席停止期間は裏面を参照してください。また、体温を測定し上記に記入してください。

立川市立 小・中 学校長 殿

上記のとおりインフルエンザに罹患しましたが、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過
しましたので登校について届出します。

年 月 日

年 組 児童・生徒氏名

保護者氏名(自署)

インフルエンザ出席停止早見表

発症日から5日を経過した後										
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○		
出席停止										
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○		
出席停止										
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○		
出席停止										
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	登校可能 ○		
出席停止										
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○
出席停止										
例6	一度解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○
出席停止										

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度解熱し再度発熱した場合は、再度解熱した日（「解熱(2回目)」）から数えて解熱後2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診し、インフルエンザと診断された上で、本紙を学校に提出してください。